

## 事例 12 (株)ビー・エム・エル及び(株)岸本医科学研究所による経営統合

### 第1 本件の概要

本件は、全国で主に受託臨床検査事業を営む株式会社ビー・エム・エル（以下「ビー・エム・エル」という。）と、北海道を中心として同事業を営む株式会社岸本医科学研究所（以下「岸本医科学」という。）が経営統合するものである。関係法条は独占禁止法第10条及び第15条の2である。

なお、本件は、当事会社及び主力銀行が連名で、株式会社企業再生支援機構（以下「企業再生支援機構」という。）に岸本医科学の再生支援の申込みをしたものである。

### 第2 一定の取引分野

#### 1 役務範囲

一般的に、「臨床検査」という場合、生理的機能検査と検体検査に分類される。生理機能検査（心電図検査、超音波検査、脳波検査等）については、受診した患者の体そのものを医療機関で検査することから医療行為に該当するため、医療機関しか行うことができない。一方、検体検査については、医療機関は、医療法等の法令に規定された要件を満たした事業者への業務委託が認められている。

当事会社は、ユーザーである医療機関から委託を受けて検体検査を行い、その結果を医療機関に報告・提供する事業を行っており、「受託臨床検査事業」を役務の範囲として画定した。

#### 2 地理的範囲

ユーザーである医療機関は、常時検体の集配が可能であること等を考慮して、ユーザー自身が所在する地域ブロックに衛生検査所を有する受託臨床検査事業者の中から取引先を選定していることから、「各地域ブロック」を地理的範囲として画定した。

### 第3 本件行為が競争に与える影響

#### 1 市場シェア

##### (1) 当事会社が競合する地域ブロック

当事会社は、北海道、関東など7つの地域ブロックで競合しているところ、北海道ブロックを除く地域ブロックにおいては、いずれも本件行為後のHHIの水準及び本件行為によるHHIの増分が水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当することから、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質

的に制限することとはならないと判断した。

## (2) 北海道ブロック

平成21年度における北海道ブロックの市場規模は約240億円である。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約45%・第1位となる。また、本件行為後のHHIは約3,100、HHIの増分は約900であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

順位	会社名	市場シェア
1	ビー・エム・エル	30%
4	岸本医科学	15%
(1)	当事会社合算	45%

(注) シェア加算対象会社を含む。

## 2 競争事業者の状況

市場シェアが10%を超える有力な競争事業者が複数存在する。

## 3 需要者からの競争圧力

受託臨床検査事業者によって日常的に行われている一般的な検査の項目については、事業者間で大きな差が無い。ユーザーである医療機関は、毎年、検体検査の委託先を入札又は見積り合わせの方法により決定しており、契約満了時に他の事業者へ切り替えることが容易であるほか、検査の平均単価は、年々低下している。

したがって、需要者からの競争圧力が存在すると認められる。

## 4 岸本医科学の経営状況

岸本医科学は、数年前から債務超過の状況にあり、負債額が年々増加するなど非常に厳しい経営状況が続いている。前記第1のとおり、当事会社及び主力銀行が連名で、企業再生支援機構に岸本医科学の再生支援の申込みを行っているところ、企業再生支援機構からの支援が得られなければ、岸本医科学が経営破綻する蓋然性が高い状況にある。

## 5 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みれば、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

#### 第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。